

林地の譲渡に係る特例 《所得税》

森林組合等のあっせんにより林地保有の合理化のために土地を譲渡した場合の特別控除

1 特例の対象者

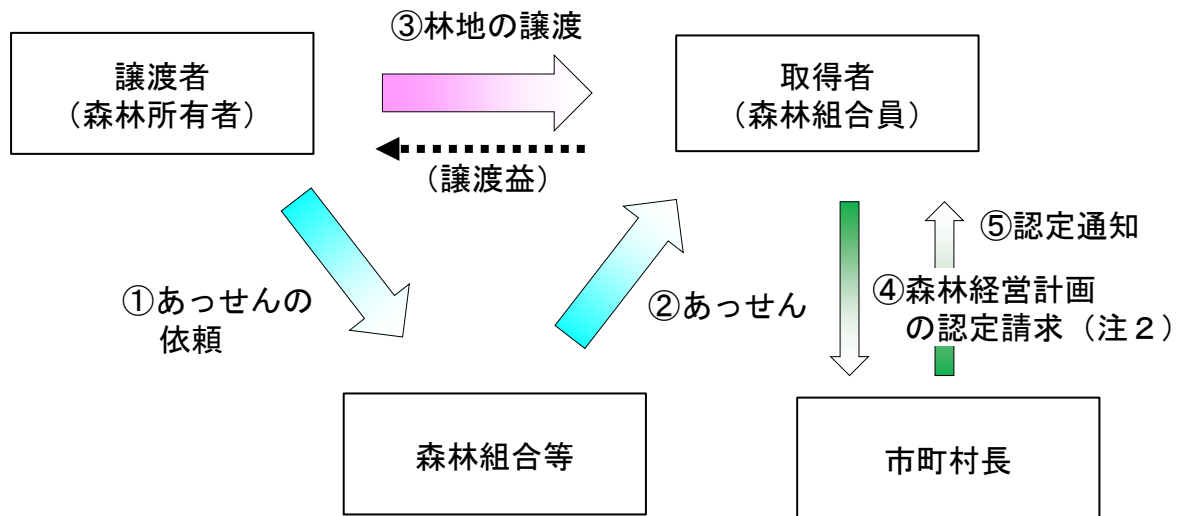
山林に係る土地（林地）を譲渡する所有者

（都道府県知事がたてる地域森林計画の対象とされた森林の所有者が対象となります。）

2 特例の内容

林業経営の規模の拡大、林地の集団化その他林地保有の合理化に資するため、林地供給事業を行う森林組合又は森林組合連合会に委託して、地域森林計画の対象とされた山林に係る土地（林地）を譲渡し、その土地（林地）の取得者（注1）が有する山林の全てについて森林経営計画の認定を受けた場合に、土地（林地）を譲渡した森林所有者の譲渡所得の金額から800万円を控除した残額についてのみ課税される特例です。

（注1） 取得者は、あっせんを行う森林組合の組合員である必要があります。



（注2）
林地の取得者と森林組合が森林経営委託契約を締結し、森林組合が認定請求を行うことも可能です。

★ ①～⑤により譲渡が行われた場合、800万円の特別控除

3 特例の効果

山林に係る土地を譲渡した所有者は、譲渡所得の金額から800万円を控除した額を課税譲渡所得とすることができます。

[具体例]

山林に係る土地 7 haを譲渡し、350 万円の譲渡益を得た場合

特例を利用しない場合

$$\begin{aligned} 350 \text{ 万円} \times \text{税率 } 15 \% &= 52.5 \text{ 万円} \leftarrow \text{所得税額} \\ 52.5 \text{ 万円} \times \text{税率 } 2.1 \% &= 1.1 \text{ 万円} \leftarrow \text{復興特別所得税額} \\ 52.5 \text{ 万円} + 1.1 \text{ 万円} &= 53.6 \text{ 万円} \end{aligned}$$

特例を利用した場合

$$\begin{aligned} 350 \text{ 万円} < 800 \text{ 万円} &\leftarrow \text{課税譲渡所得 } 0 \text{ 円} \\ 0 \text{ 円} \times \text{税率 } 15 \% &= 0 \text{ 円} \leftarrow \text{所得税額} \\ 0 \text{ 円} \times \text{税率 } 2.1 \% &= 0 \text{ 円} \leftarrow \text{復興特別所得税額} \end{aligned}$$

$$53.6 \text{ 万円} - 0 \text{ 円} = 53.6 \text{ 万円}$$

約 54 万円の効果 !!

お問い合わせ先

林野庁経営課組合事業班
(代表) 03-3502-8111 (内線) 6083
(ダイヤルイン) 03-6744-2288